

豊能町 物価高支援給付金のご案内

令和6年度住民税均等割非課税世帯 対象

本給付金は、令和6年度住民税均等割非課税世帯の世帯主に対し、3万円を支給します。また、支給対象世帯のうち、平成18年4月2日以降に生まれた子どもを含む世帯に対しては、子ども1人につき、2万円を追加で支給します。

支給対象となる世帯

- ・令和6年12月13日時点で豊能町に住民登録がある
- ・世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である

1世帯当たり
3万円



お子さん1人当たり
2万円



申請種別	申請期間	支給開始日
確認書	令和7年5月12日(月)～6月30日(月)【必着】	審査が完了次第、順次支給
申請書		
支給のお知らせ	申請不要	令和7年5月30日以降、順次支給

※「確認書」「支給のお知らせ」は対象世帯であることが確認できている世帯の世帯主宛に、豊能町から送付しています。

※令和6年1月2日以降、豊能町に転入された方がいる世帯、税の申告を行っていない方を含む世帯や、税申告の修正手続きにより非課税となった世帯に該当し確認書や支給のお知らせが届かない場合は、ウェブページなどで「申請書」を入手の上、申請期間内に申請してください。

対象世帯のうち、令和6年12月14日(土)から令和7年6月30日(月)までにお子さんが生まれた場合は、別途手続きが必要となり申請期限は令和7年7月15日(火)【必着】です。

対象であると確認できた世帯については、豊能町から新生児に関する「支給のお知らせ」または「確認書」を送付します。



詳細な手続き・案内等については裏面をご確認ください

手続きが**必要**な世帯

◎「確認書」が届く世帯

- 本町から7万円又は10万円の給付金（※1）を世帯主の口座以外で受給した世帯
- 本町から7万円又は10万円の給付金（※1）を受給しなかった、かつ令和6年1月1日以前から豊能町に住民登録がある世帯

➡ 必要事項を記入し、添付書類と一緒に、専用の返信用封筒で**返信**してください。

◎「申請書」の提出が必要な世帯

- 世帯の中に令和6年1月2日から12月13日までに町外から転入した方がいる世帯
- 令和6年度住民税均等割非課税相当であっても、住民税の申告を行っていない方を含む世帯
- 令和6年12月13日までに扶養者と離婚、または死別などにより、被扶養者だけが残った世帯
- 令和6年12月13日以降に税申告の修正等で非課税となった世帯

➡ 豊能町ウェブページからダウンロード、または役場で申請書を受け取り、必要書類と一緒に**郵送**で提出してください。

手続きが**不要**な世帯

◎「支給のお知らせ」が届く世帯

- 本町から7万円又は10万円の給付金（※1）を世帯主の口座で受給した世帯

➡ 記載内容に変更がない場合、**手続きは不要**です。
世帯主の口座に給付金を振込みます。

※1 令和5年度の「住民税非課税世帯」及び「住民税均等割のみ課税世帯」、もしくは令和6年度の「新たな住民税非課税世帯」に対する給付金

住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみで構成されている世帯は支給対象外です。

対象外世帯の例

- ・同居・別居を問わず、親（課税者）に扶養されている一人暮らしの学生
- ・同居・別居を問わず、子ども（課税者）に扶養されている方の世帯
- ・別住所にて単身赴任している者（課税者）に扶養されている者と子のみの世帯

お問合せ

◎物価高支援給付金（総務課内）

072-739-3451

◎こども加算給付金（福祉課内）

072-739-3420

受付時間：9:00～17:00 ※土日祝除く  給付金の詳細はこちら

